

「令和7年度沖縄県屋外広告物あり方等検討業務（新たな技術開発による屋外広告物・安全管理編）」

質問書への回答

令和7年6月26日

No,	公募要領又は仕様書項目	質問内容	回答
1	見積様式	見積様式の直接経費、旅費に那覇－東京（2泊3日）、那覇－大阪（1泊2日）などは金額が記載されておりますが、①当該業務を執行予定の技術者が沖縄県以外に在住している場合は、在住地から東京、大阪までの旅費を計上することになりますでしょうか。②また県庁での打合せ協議の場合は技術者の在住地から那覇までの旅費を見込みますでしょうか。 ③それとも弊社は沖縄事務所に委任しますが、その場合は沖縄からの旅費を計上しますでしょうか。	①そのとおり。 ②そのとおり。 ③沖縄事務所に担当者がある場合に、沖縄県からの旅費を計上する。
2	その他	本業務では完了時に旅費等の直接経費の領収書や、本業務に係る勤怠表などの掲示は必要となりますでしょうか。	先進事例調査に係る旅費については、完了検査時に、旅費等の直接経費の領収書（実際の搭乗を確認できる搭乗券、搭乗証明書等）の掲示が必要となる。 なお、先進事例調査に係る旅費については、仕様書7(1)カ、7(2)ク記載のとおり、沖縄県の旅費規程をあらかじめ見積書に計上しており、のちに実費精算としている。 本業務においては、勤怠表などの掲示は不要である。